

宮城県警察官・警察職員募集用パンフレット等制作に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、宮城県警察官・警察職員採用試験に係る応募者確保対策事業の一環として実施するパンフレット等の制作に当たり、公募型プロポーザル方式（コンペ方式）により、優れた企画、デザイン及び構成力を有する業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

宮城県警察官・警察職員募集用パンフレット等制作業務

(2) 業務内容

別紙1「宮城県警察官・警察職員募集用パンフレット等制作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月21日（金）まで

※ 一部については、仕様書のとおり令和6年12月16日（月）までとする。

(4) 委託料の上限額

1,984,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関して、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細については発注者と受注者とで協議の上決定する。

また、実際の業務内容や進め方についても発注者と受注者が協議して決定する。

3 参加資格要件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項に規定する物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録された者であること。

(2) 仙台市内に活動拠点（本店、営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有する者^{注）}であること。

注） 「委託業務を的確に遂行する能力を有する者」とは、登録簿中の「主要な取扱品目」として、「印刷業務の企画提案」、「パンフレット作成」、「ポスター作成」若しくは「チラシ作成」又はこれらに類すると認められるものを掲げ、当該委託業務と同種の業務を元請けとして行った実績のある者をいう。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

- (4) この業務の企画提案の募集開始から企画提案提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）」に定める資格制限要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月１日施行）に定める措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 企画提案者の活動拠点（本社、営業所等）が所在する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (9) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に基づく政治団体に該当しない者であること。
- (10) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく宗教団体に該当しない者であること。

4 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和６年 ４月30日（火）
質問の受付期限	令和６年 ５月27日（月）午後５時まで
質問への回答	令和６年 ５月31日（金）
企画・構成案等の提出期限	令和６年 ６月17日（月）午後５時まで
評定委員会の開催	令和６年 ６月下旬～７月上旬
選定結果の通知・公表	令和６年 ７月上旬～７月中旬
契約締結	令和６年 ７月中旬～７月下旬
成果品の納入	令和７年 ２月21日（金） ※ 一部は令和６年12月16日（月）

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------------------|----|
| ア 企画提案参加申込書（様式第１号） | １部 |
| イ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第２号） | １部 |
| ウ 実績説明書（様式第３号） | １部 |
| エ 企画提案書（キャッチフレーズを含む企画・構成案）（Ａ４判） | ５部 |
| オ パンフレット企画案（Ａ４判） | ５部 |

※ パンフレット企画案は、評定の際に成果品を具体的にイメージできるように、パンフレット見本の形で提出すること。また、文章表現力を評価事項の一つとして審査することから、「宮城県警察から本県警察官志望者へのメッ

ページ」などの200～300字程度の文章を1か所作成すること。その他の文章は仮の文章で差し支えない。

カ ポスター企画案（B 2判） 2部

キ 参考見積書 1部

※ 参考見積書は、企画等の比較をする際の参考にするもので、契約締結の際は再度見積書の提出を求める。

(2) 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参

(4) 提出先

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部警務部警務課採用係（宮城県警察本部5階）

(5) 企画提案に当たっての留意事項

ア パンフレット

別紙2「令和6年度警察官・警察職員募集用パンフレット等制作基本方針」（以下「基本方針」という。）に沿ったものとする。

イ キャッチフレーズ

(ア) 基本方針に沿ったものとする。

(イ) オリジナルのものとし、特許庁への照会を確実にし、商標権等を侵害することがないものとする。

(ウ) 別紙3「過去10年間のパンフレット概要」を参考とすること。

ウ ポスター

(ア) パンフレットの表紙デザインと別デザインとし、統一性を考慮した上で新規制作すること。

(イ) オリジナルのものとし、特許庁への照会を確実にし、商標権等を侵害することがないものとする。

(6) その他

ア 企画提案書類の作成、提出等に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。

イ 提出された書類の返却、差替え、変更、取消及び再提出には応じない。

ウ 企画提案は、1者につき1案のみの提出とし、複数案の提出は認めない。

6 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 質問受付期限

令和6年5月27日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出することとし、件名に【警察官・警察職員募集用パンフレット等制作業務に関する質問】と必ず記載し、質問書（様式第4号）を添付すること。

(3) 提出先

宮城県警察本部警務部警務課採用係

メールアドレス：km-kei.3@mail.police.pref.miyagi.jp

※ 電話や口頭によるもの、受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月31日（金）に宮城県警察採用サイトに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の評定及び選定

(1) 企画提案書の評定方法

宮城県警察官・警察職員募集用パンフレット等制作業務企画評定委員会において、企画提案書等を比較検討し、参考見積価格を考慮した上で、最も優れていると認められる企画提案者1者を委託候補者に選定する。

評定に当たっては、下記の評価項目及び配点に基づき第一次評定委員が評定した点数の総和により順位を決定した後、第一次評定上位三位までの企画提案者について第二次評定委員が同様に評定し、その評定結果に第一次評定結果の順位に基づく加点を行い、その総和を総合得点とする。

なお、企画提案者が1者の場合は、評定委員全員が評定した点数の総和を総合得点とし、総合得点が総得点の6割を超える場合に委託候補者に選定する。

(2) 評価項目及び配点

ア 評定委員の配点

評 価 項 目	配 点
①パンフレット表紙のデザイン・インパクト	1～5点
②パンフレット表紙のキャッチフレーズ	1～5点
③パンフレット中身のデザイン	1～5点
④パンフレット全体の企画・構成	1～5点
⑤パンフレットの読みがい	1～5点
⑥ポスターのデザイン・インパクト	1～5点
合 計	最大30点

イ 加点

- 第一次評定における第一位 30点
- 第一次評定における第二位 20点
- 第一次評定における第三位 10点

(3) 評定結果の通知

評定終了後、速やかに各企画提案者に対し結果を書面にて通知する。
なお、評定の経過に関する質問には回答しない。

8 委託候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

(1) 契約手続

発注者は、評定委員会を経て選定された委託候補者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、見積書の提出を求め、予定価格の範囲内において、契約を締結する。

(2) 契約書の作成

発注者と委託候補者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 仕様書

契約時における仕様は、仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者と協議の上、加除修正することができるものとする。

9 問合せ先

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部警務部警務課採用係
電話番号：022-221-7171（内線2636）